

新旧対照表

● スーパー定期規定		
スーパー定期(自動継続方式:単利型)		
改定前	改定後	備考
<p>3. (利息) (1)～(3)略</p> <p>(4) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。 (以下 略)</p> <p>(5)～(6)略</p>	<p>3. (利息) (1)～(3)略</p> <p>(4) <u>この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。 (以下 略)</p> <p>(5)～(6)略</p>	下線部変更
<p>4. (預金の解約、書替継続) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続) <u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> <u>(2)この預金を解約または書替継続するときは</u>、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	第1項 新設 項番変更
スーパー定期(自動継続方式:複利型)		
改定前	改定後	備考
<p>3. (利息) (1)～(2)略</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(4) <u>当行がやむをえないものと認めて、この預金の預入日から当行所定の期間経過後、満期日前に1万円以上の金額で一部解約する場合には</u>、一部解約する預金元金についての利息は、預入日から一部解約の前日までの日数について第3条(利息)第3項の当行所定の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(5)～(6)略</p>	<p>3. (利息) (1)～(2)略</p> <p>(3) <u>この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(4) <u>この預金を第4条第1項により預入日から当行所定の期間経過後、満期日前に1万円以上の金額で一部解約する場合には</u>、一部解約する預金元金についての利息は、預入日から一部解約の前日までの日数について第3条(利息)第3項の当行所定の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(5)～(6)略</p>	下線部変更

新旧対照表

● スーパー定期規定		
<p>4. (預金の解約、書替継続) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	<p>4. (預金の解約、書替継続) <u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2)この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	第1項 新設 項番変更
スーパー定期(自動解約入金方式:単利型)		
改定前	改定後	備考
<p>3. (利息) (1)～(3)略 (4)<u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略) (5)略</p>	<p>3. (利息) (1)～(3)略 (4)<u>この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略) (5)略</p>	下線部変更
<p>4. (預金の解約) この預金を第1条(預金の支払時期)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	<p>4. (預金の解約) <u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> (2)この預金を第1条(預金の支払時期)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	第1項 新設 項番変更

新旧対照表

● スーパー定期規定			
スーパー定期(自動解約入金方式:複利型)			
	改定前	改定後	備考
	<p>3. (利息) (1)～(2)略</p> <p>(3) <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(4) <u>当行がやむをえないものと認めて、この預金の預入日から当行所定の期間経過後、満期日前に1万円以上の金額で一部解約する場合には</u>、一部解約する預金元金についての利息は、預入日から一部解約の前日までの日数について第3条(利息)第3項の当行所定の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法により計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(5)略</p>	<p>3. (利息) (1)～(2)略</p> <p>(3) <u>この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には</u>、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(4) <u>この預金を第4条第1項により預入日から当行所定の期間経過後、満期日前に1万円以上の金額で一部解約する場合には</u>、一部解約する預金元金についての利息は、預入日から一部解約の前日までの日数について第3条(利息)第3項の当行所定の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6ヵ月複利の方法により計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。 (以下 略)</p> <p>(5)略</p>	下線部変更
	<p>4. (預金の解約) この預金を第1条(預金の支払時期)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	<p>4. (預金の解約) <u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p><u>(2)この預金を第1条(預金の支払時期)の満期日自動解約以外の方法で解約するときは</u>、通帳の場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して通帳とともに取引店に提出してください。証書の場合は裏面の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。また、リーフロの場合は当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して取引店に提出してください。</p>	第1項 新設 項番変更

新旧対照表

● スーパー定期規定		
附則		
改定前	改定後	備考
<p>1. 本則スーパー定期(自動継続方式:単利型)第3条(利息)第4項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読替えて適用されるものとします。</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>1. 本則スーパー定期(自動継続方式:単利型)第3条(利息)第4項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読替えて適用されるものとします。</p> <p>(4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	下線部変更
<p>2. 本則スーパー定期(自動継続方式:複利型)第3条(利息)第3項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読替えて適用されるものとします。</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>2. 本則スーパー定期(自動継続方式:複利型)第3条(利息)第3項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読替えて適用されるものとします。</p> <p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	下線部変更
<p>5. 本則スーパー定期(自動解約入金方式:単利型)第3条(利息)第4項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読み替えて適用されるものとします。</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>5. 本則スーパー定期(自動解約入金方式:単利型)第3条(利息)第4項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読み替えて適用されるものとします。</p> <p>(4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	下線部変更
<p>6. 本則スーパー定期(自動解約入金方式:複利型)第3条(利息)第3項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読み替えて適用されるものとします。</p> <p>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>6. 本則スーパー定期(自動解約入金方式:複利型)第3条(利息)第3項は、2014年12月18日以前を預入日とする契約については、以下の条項・内容に読み替えて適用されるものとします。</p> <p>(3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。ただし、この利率が預入日の普通預金利率を下回る場合には、預入日の普通預金利率とします。)によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(以下 略)</p>	下線部変更